

# 令和4年度 第4期定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき執行した令和4年度第4期定期監査等について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

監査委員	中川隆
同	石田晴美
同	東木久代
同	吉田淳基

## 第1 監査の概要

### 1 監査の実施期間

2023年（令和5年）1月10日から同年3月28日まで

### 2 監査の種類及び対象

- (1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査  
議会事務局、子ども青少年部、都市整備部
- (2) 同第7項に基づく出資団体監査  
公益財団法人藤沢市みらい創造財団

### 3 監査の範囲

主として、令和4年度（2022年4月1日から2022年11月末日まで）に執行した上記部局各課等が所管する財務に係る事務及び出資団体における出納その他の事務

### 4 監査の着眼点

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。
- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

## 5 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠して次により実施した。

- (1) 監査対象課等から提出された事前資料等に基づき調査事項を決定し、関係資料の試査・照合及び関係職員に対してヒアリングを行った。
- (2) 事務事業の執行状況等について監査委員によるヒアリングを行った。

なお、議会事務局総務課の定期監査において、地方自治法第199条の2の規定により東木久代監査委員及び吉田淳基監査委員は除斥とした。

## 第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類等を調査した結果、おおむね適正に執行されていたが、事務の一部に改善すべき点及び検討を要する点が見受けられた。改善すべき点については留意し、適正に事務が執行されるように努められたい。また、検討を要する点については、意見として付すので、改善に向けて検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

### 1 指摘事項

#### (1) 定期監査

##### ア 委託料の執行

(ア) 業務委託契約の執行決裁書に、デジタル推進室及び情報システム課の合議を受けていないものがある。(議会事務局議事課)

- ・会議録作成及びホームページ公開・運用等業務
- ・藤沢市議会中継配信運用業務

本業務は、市議会の会議録及び議会中継の画像をホームページ上で配信するためのデータの作成とホームページの運用管理を含む業務であるため、契約の執行にあたり仕様書の内容を確認するために、デジタル推進室及び情報システム課への合議を受けることとされているが、合議を

受けずに契約を執行している。

(イ) 標準仕様書として必要となる「データの保護及び秘密の保持に関する仕様書」等を、仕様書に添付しないまま契約を締結している。(議会事務局議事課)

・藤沢市議会中継配信運用業務

ホームページの運用及びデータを提供する業務において標準仕様書として必要となる「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」及び「データの保護及び秘密の保持に関する仕様書」を、仕様書に添付しないまま契約を締結している。

(ウ) 外部委託先として報告のない業者が業務を行っているものがある。

(子ども青少年部保育課)

・藤が岡複合施設サービス対価B(藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業)

2021年3月3日に連絡書にて長期維持管理計画書の中で確認(企画政策課収受)した外部委託先一覧に記載のない業者がグリストラップ清掃業務を行っている。また、同一一覧に記載のない業務(ねずみ・衛生害虫生息調査)について、外部の業者が業務を行っている。

(エ) 契約書の受託者の名称に誤りがあるものがある。(子ども青少年部保育課)

・令和4年度藤沢市病児保育事業(病児対応型)業務

契約書の受託者名称に誤字があった。

(オ) 青少年会館の使用料の免除申請に対する適否の決定等を指定管理者が行っている。(子ども青少年部青少年課)

・藤沢市青少年会館指定管理業務

市長が決定することとなっている青少年会館使用料の減免決定について、基本協定書の中で指定管理者が行う業務としており指定管理者が行っている。

(カ) 地方公共団体が作成した文書については非課税であり、藤沢市の追加負担等は発生しないが、契約書に貼付された収入印紙の金額に誤りがあるものがある。(都市整備部みどり保全課)

- ・川名緑地下草刈り及び樹木剪定業務

契約金額 500 万円を超え 1,000 万円以下の契約について、印紙税の額は 10,000 円のところ 2,000 円の印紙しか貼付されていない。

## イ 補助金の執行

(ア) 事業費を超過した補助金について、戻入等の措置を講じていない。

(子ども青少年部青少年課)

- ・地区青少年育成協力会活動費補助金

- ・藤沢市ボーイスカウト連絡会・藤沢市ガールスカウト連絡会補助金

補助団体の前年度(令和3年度)の収支決算を確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止や縮小したことにより、事業費に占める補助金の割合が100%を超過しているなどの事例が認められた。補助金が超過した場合については戻入等、措置を講じるべきである。

## ウ 施設の管理

(ア) 条例どおりの貸し館が行われていない。(子ども青少年部青少年課)

条例で使用料を定めている青少年会館の第3談話室を指定管理者の事務室として目的外使用許可しているため、利用者が使用できない状況となっている。

## 2 意見・要望

### (1) 定期監査

#### ア 委託料の執行

(ア) 契約手続きに検討を要する。(議会事務局議事課、子ども青少年部子育て企画課)

委託業務の中に、1者との随意契約を長期間続けているものが見受けられた。事業開始当初とは、状況が変化していることが考えられるため、適正な随意契約理由となっているかどうかを適宜見直し、現在の契約方法が続けることが適切かどうか検討をされたい。また、可能な限り複数者からの見積を徴取するなど価格の妥当性を確保されるよう検討されたい。

(イ) 会議録作成方法に検討を要する。(議会事務局議事課)

・会議録作成及びホームページ公開・運用等業務

会議録の作成方法については、速記による作成を基本としているが、AI技術を活用して、会議録の作成が可能になることも考えられる。業務効率化の観点から、他市等の事例を調査するなどして、会議録の作成方法について検討されたい。

イ 保育士給食費実費収入

(ア) 現金徴収方法の見直しが必要と思われる。(子ども青少年部保育課)

公立保育園に勤務している保育士の給食費は園ごとに現金で徴収し、園の職員が近隣の金融機関に納めているが、現金を取扱う手間とリスクがある。市としてもキャッシュレス化を進めている中で、現金を徴収する現場の労力を軽減するためにも、徴収方法の見直しを検討されたい。

---

**指摘事項** 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反していると認められるもの。
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの。
- (3) 不適正な財務会計事務が行われているもの。
- (4) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から改善を要するもの。
- (5) 前回注意事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められないもの。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘事項が適当であると認められるもの。

**意見・要望** 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの。
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの。